

和 指 第 4 5 号
令 和 4 年 5 月 1 0 日
(2 0 2 2 年)

(介護予防) 短期入所生活介護
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能居宅介護

開設者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

災害発生時における高齢者施設等の被災状況等の報告について (依頼)

平素は、和歌山市高齢者福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

介護施設・事業所 (以下、「介護施設等」という。) は、要介護高齢者や障害者など、日常生活上の支援を必要とする方が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、施設利用者のニーズに応じて必要な措置を速やかに講じていくことが必要となっております。

この度、災害時における介護施設等の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和3年8月30日付け和指第207号「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等に係る「被災状況整理表 (高齢者関係施設)」の作成について (依頼)」にてご案内させていただいたとおり、非常災害等が発生した場合は、介護サービス情報公表システムに追加された災害時情報共有機能 (以下、「災害時情報共有システム」という。)により被害情報を報告することとされました。

介護施設等におかれましては、今後の非常災害等に備えるため、「〇 事前準備等について」のとおり、災害時情報共有システムへの事前作業 (緊急連絡先等の確認・登録)を行っていただくとともに、災害発生時の災害時情報共有システムによる被災状況等の報告について、ご協力いただきますようお願いいたします。

今後、災害発生時又は台風など災害発生の際を要する状況となった場合、厚生労働省において、災害時情報共有システムに、介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」が登録されます。また、被害状況の報告について、小規模災害等、国から利用指示がない場合等は、「介護保険サービス事業所・施設 被害状況報告」様式により本市へ報告をお願いします (災害発生時における被災状況の報告方法、報告様式等については、本市ホームページ「災害発生時における高齢者施設等の被災状況の報告について (ページ番号：1014516)」に掲載しております。)

また、万一の災害等が発生した場合、リスクを最小限にとどめ、事業の継続または早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを定める事業継続計画 (=BCP Business Continuity Plan) の策定について、令和3年度指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改定により、業務継続計画の策定、同計画に従い必要な措置を講じること、従業員への同計画の周知及び定期的な計画の研修並びに訓練の実施等が義務付けられました (ただし、令和6年3月31日までの経過措置期間を設けております。)。各法人におかれましては、業務継続に向けた当該取組を推進いただき、万一の災害等に備えていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この依頼文は法人に対し通知しておりますので、各介護施設等に周知の上、ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- **対象介護施設等**：（介護予防）短期入所生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能居宅介護

- **事前準備等について**

介護施設等におきましては、該当する状況等により、以下のとおり対応してください。

- (1) 介護情報公表システムの対象となっている施設等（介護報酬収入年額100万円を超える介護施設等）
→ **別添1**により作業を行ってください。
- (2) 介護情報公表システムの対象となっている施設等（介護報酬収入年額100万円以下の介護施設等）
→ **別添2**により作業を行ってください。

- **その他**

- (1) 各種マニュアルについて

操作マニュアルについては、介護サービス情報報告システムのヘルプに掲載されていますのでご確認ください。

災害時情報共有システムの操作方法についての問い合わせについては、「介護サービス情報公表システムヘルプデスク」までお問い合わせください。

介護サービス情報公表システムヘルプデスク E-mail : helpdesk@kaigokensaku.jp

- ・介護サービス情報報告システム ヘルプ

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true

- ・事業所向け操作マニュアル（被害状況報告編）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_houkoku_h_1_0.pdf

- ・事業所向け操作マニュアル

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_houkoku_5_0.pdf

- ・報告かんたん操作ガイド5.1版

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/help/pdf/Quick_Start_Guide_5_1.pdf

- (2) 参考通知等

本市ホームページ「介護サービス事業者の方へ」>「災害・防犯・事故等対策について」（ページ番号：1014516）に掲載しておりますので、ご確認ください。

- ・介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

（令和3年6月23日付け厚生労働省事務連絡）

- ・災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

（令和3年4月15日付け老発0415第5号他厚生労働関係局長連名通知）

<担当・問合せ先>

〒6410-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班

電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320

Eメール : shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp